

2020年2月3日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
 積水ハウス・リート投資法人
 代表者名 執行役員 井 上 順 一
 (コード番号：3309)

資産運用会社名
 積水ハウス・アセットマネジメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 井 上 順 一
 問合せ先 IR部長 佐々木吉弥
 TEL. 03-6447-4870 (代表)

積和不動産各社（7社）の商号変更等に関するお知らせ

積水ハウス・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、住宅物件を中心とした物件情報の提供等に関するパイプラインを確立することを目的として締結した各優先交渉権（等）に関する契約の相手先であり、かつ、本日現在、本投資法人が保有する住居112物件中77物件のプロパティ・マネジメント業務の委託先である積和不動産各社（7社）が、下記のとおり2020年2月1日付で商号変更等をいたしましたので、お知らせいたします。

記

積水ハウス株式会社（以下「積水ハウス」といいます。）の完全子会社で不動産の売買・賃貸事業を行う積和不動産各社（7社）は、積水ハウスグループ（注）が一体となって事業を推進するという方向性をより一層明確にすることを目的に、2020年2月1日付で下記のとおり商号を変更いたしました。なお、積和不動産株式会社及び積和不動産関東株式会社は、同日付で合併し、併せて以下のとおり商号変更を行っています。

<商号変更・合併前>	⇒	<2020年2月1日以降>
積和不動産株式会社 積和不動産関東株式会社	⇒	積水ハウス不動産東京株式会社
積和不動産東北株式会社	⇒	積水ハウス不動産東北株式会社
積和不動産中部株式会社	⇒	積水ハウス不動産中部株式会社
積和不動産関西株式会社	⇒	積水ハウス不動産関西株式会社
積和不動産中国株式会社	⇒	積水ハウス不動産中国四国株式会社
積和不動産九州株式会社	⇒	積水ハウス不動産九州株式会社

（注）「積水ハウスグループ」とは、積水ハウスとその連結子会社及び持分法適用会社で構成される企業集団をいいます。

以 上

※本投資法人のウェブサイト：<http://sekisuihouse-reit.co.jp/>

<添付資料>

参考資料 積水ハウス不動産各社（6社）との各優先交渉権（等）に関する契約の主な内容

参考資料 積水ハウス不動産各社（6社）との各優先交渉権（等）に関する契約の主な内容

1. 優先交渉権等に関する契約の概要

(1) 契約当事者

積水ハウス不動産東京株式会社（以下「積水ハウス不動産東京」といいます。）並びに本投資法人及び本投資法人が資産の運用を委託する積水ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）

(2) 主な契約内容

a. 自己保有物件等に関する優先交渉権

積水ハウス不動産東京は、積水ハウス不動産東京が保有又は開発する主として住宅の用に供される不動産（土地の賃借権及び地上権を含みます。以下同じです。）及び不動産を主たる信託財産とする信託受益権（不動産と併せて、以下「不動産等」といい、不動産等には開発・建築工事中の不動産等を含むものとします。以下同じです。）のうち、本投資法人の投資基準に適合するものと積水ハウス不動産東京が判断する不動産等を売却しようとする場合、第三者との共有又は共同発注に係る不動産等であり、当該第三者の同意を得ることが困難な場合など一定の場合を除き、当該売却関連情報を他者への提供に優先して本資産運用会社に提供します。

b. 第三者保有物件等に関する情報提供

積水ハウス不動産東京は、主として住宅の用に供される不動産等を保有し又は開発・保有を予定する第三者が当該不動産等を売却しようとする旨の情報を当該第三者又はその関係者等より入手し、当該不動産等について本投資法人の投資基準に適合するものと積水ハウス不動産東京が判断する場合、売却先について、指定又はその範囲を限定されている場合など一定の場合を除き、当該売却関連情報を他者への提供に優先して本資産運用会社に提供するよう努めます。

c. 費用

上記 a. 及び b. に基づく物件に関する情報提供については報酬の授受は行われません。ただし、b. に基づく積水ハウス不動産東京からの情報提供により本投資法人が不動産等を取得する場合における仲介手数料については、通常の商慣習に基づき、契約当事者間の協議によりこれを定めるものとします。

2. 優先交渉権に関する契約の概要

(1) 契約当事者

積水ハウス不動産東北株式会社、積水ハウス不動産中部株式会社、積水ハウス不動産関西株式会社、積水ハウス不動産中国四国株式会社又は積水ハウス不動産九州株式会社（以下、個別に又は総称して「積水ハウス不動産東北・中部・関西・中国四国・九州」といいます。）（注）並びに本投資法人及び本資産運用会社
（注）契約は積水ハウス不動産東北・中部・関西・中国四国・九州毎に締結しています。

(2) 主な契約内容

a. 自己保有物件等に関する優先交渉権

積水ハウス不動産東北・中部・関西・中国四国・九州は、積水ハウス不動産東北・中部・関西・中国四国・九州が保有又は開発する主として住宅の用に供される不動産等のうち、本投資法人の投資基準に適合するものと積水ハウス不動産東北・中部・関西・中国四国・九州が判断する不動産等を売却しようとする場合、第三者との共有又は共同発注に係る不動産等であり、当該第三者の同意を得ることが困難な場合など一定の場合を除き、当該売却関連情報を他者への提供に優先して本資産運用会社に提供します。

b. 費用

上記 a. に基づく物件に関する情報提供については報酬の授受は行われません。